

滋賀県青少年立ち直り支援センター運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町が設置する少年補導センターが行う、非行少年等の立ち直り支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則だい9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象は、「滋賀県非行少年等立ち直り支援システム運営実施要綱」に基づき、少年補導センターが実施する事業とする。

(補助対象経費および補助率)

第3条 補助対象経費および補助率は、次の通りとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 率
1 人件費 [少年補導センターに非行少年等立ち直り支援機能を置くに必要な、専任の支援コーディネーターおよび教員の人件費、ならびに心理臨床担当者の人件費。]	補助対象経費額の 2分の1以内
2 活動費 [報償費、旅費、需用費（燃料費、印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料および賃借料。]	

(交付条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、以下に定めるところによるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式1）に次の書類を添えて知事が定める期日までに提出しなければならない。

- ・事業計画書 様式1－(1)
- ・事業に関する経費 様式1－(2)
- ・収支予算書
- ・その他関係書類

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定による報告は、必要に応じその都度定める。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその日から30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式2）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- ・実績報告書 様式2－(1)
- ・事業に関する経費 様式2－(2)
- ・収支決算書
- ・その他関係書類

(標準処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、同規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(帳簿等の保存期限)

第9条 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。